

## 受託契約約款に記載すべき事項

- (1) 販売方法に関する事項
- (2) 支払方法に関する事項
- (3) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (4) 受託物品の保管に関する事項
- (5) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (6) 受信場所に関する事項
- (7) 送り状及び発送案内に関する事項
- (8) 受託物品の上場に関する事項
- (9) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- (10) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- (11) 条例第49条第2項第3号の委託手数料の額に関する事項
- (12) 条例第49条第2項第4号の委託者の負担となる費用に関する事項
- (13) 仕切りに関する事項
- (14) 量目及び計量に関する事項(食肉部の卸売業者に限る。)
- (15) 枝肉販売の委託を受けた家畜の保管料、と畜使用料、検査料並びに原皮、内臓その他の副産物の販売方法及び販売予定価格に関する事項(食肉部の卸売業者に限る。)
- (16) 人の健康を損なうおそれのある物品の販売の留保に関する事項
- (17) 食品の表示に関する法令に基づく表示事項を表示していない物品の取扱いに関する事項
- (18) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項